



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

大和証券オフィス投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

大和証券オフィス投資法人（証券コード:8976）

評価対象

大和証券オフィス投資法人 グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

JCRは、2020年7月17日に、大和証券オフィス投資法人のグリーンファイナンス・フレームワークに対して、グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与した。概要は以下のとおりである。

（以下、2022年11月11日の評価レポートより抜粋）

大和証券オフィス投資法人（本投資法人）は、2005年7月に設立され、同年10月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場したJ-REITである。東京主要5区に所在し、概ね2,000m²以上の中規模オフィスビルを主な投資対象としている。現在のポートフォリオは物件数が60件、取得価格総額が4,631億円¹である。資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（本資産運用会社）は、ダヴィンチ・ホールディングスをスポンサーとして設立

¹ 2023年5月1日現在、物件数58件、取得価格総額4,626億円。

されたのち、株式会社大和証券グループ本社が 2009 年 7 月にダヴィンチ・セレクトの全株式を取得したことに伴い、ダヴィンチ・セレクトから現商号へ変更されている。

本投資法人は、ESG を重視することが中長期的な投資主価値の向上にとって重要であるとの考えのもと、大和証券グループが制定した環境ビジョン、環境理念、環境基本方針からなる環境 3 方針を参照しながら、環境問題への取り組みを進めている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に適合しているか否かの評価を行う。上記の原則及びガイドラインは、いずれも各公表主体が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として、当該原則及びガイドラインを参照する。

本投資法人は資金用途にかかる適格クライテリアを DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、CASBEE-建築（新築）評価認証 B+ランク以上、BELS 認証 3 つ星以上、または LEED 認証 Silver ランク以上のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定である物件としている。本投資法人は運用資産の選定にあたり、環境に対する負の影響を確認し、必要に応じて適切な対応を行っている。以上より、上記適格クライテリアは環境改善効果が期待されるプロジェクトを対象としていると JCR は評価している。

プロジェクトの選定は、フレームワークに記載のプロセスに従って行われる。プロセスには本資産運用会社のサステナビリティ委員会や投資委員会、取締役会のほか、本投資法人の代表者たる執行役員が関与している。グリーンファイナンスによる調達資金は個別のグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当される。調達資金を充当後、対象資産の売却等が発生した場合には、ポートフォリオ管理による残高管理が行われる。資金充当状況及び環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。以上より、JCR は本投資法人の管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

（以上抜粋終わり）

今回のレビューは、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲を CASBEE-不動産及び自治体版 CASBEE にも拡張する。CASBEE-不動産及び自治体版 CASBEE においても環境性能に関する評価内容は、CASBEE-建築（新築）と同等とみなすことができることから、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

グリーンファイナンスに係るプロセス及び資金管理について、前回評価時と同様適切で、透明性が高いことを確認した。また、ファイナンスのレポートについても、開示内容等が適切である旨を確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則²」、「グリーンローン原則³」、環境省の「グリーンボンドガイドライン⁴」及び「グリーンローンガイドライン⁵」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

² ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

³ LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021、<https://www.lma.eu.com/>

⁴ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版、<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁵ 環境省 グリーンローンガイドライン 2022 年版、<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンボンドまたはグリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

下記①-④の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証における 3 つ星～5 つ星
- ② CASBEE 認証 (CASBEE-建築 (新築)、CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE) における B+ ランク～S ランク
- ③ BELS 認証における 3 つ星～5 つ星
- ④ LEED 認証における Silver ランク～Platinum ランク

変更前の適格クライテリア

下記①-④の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証における 3 つ星～5 つ星
- ② CASBEE 建築 (新築) における B+ ランク～S ランク
- ③ BELS 認証における 3 つ星～5 つ星
- ④ LEED 認証における Silver ランク～Platinum ランク

変更後の適格クライテリア

下記①-④の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ① DBJ Green Building 認証における 3 つ星～5 つ星
- ② CASBEE 認証 (CASBEE-建築 (新築)、CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE) における B+ ランク～S ランク
- ③ BELS 認証における 3 つ星～5 つ星
- ④ LEED 認証における Silver ランク～Platinum ランク

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲を CASBEE-不動産及び自治体版 CASBEE にも拡張する。今般の変更により新たに対象となる CASBEE-不動産及び自治体版 CASBEE における上位 3 区分は、CASBEE-建築と同様、環境改善効果の認められる建物を対象に付与される認証である。

下記に CASBEE 認証の概要及び CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE の内容を示す。

◆ CASBEE 認証の概要及び CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE の環境改善効果について

CASBEE は建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区等のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産がある。

評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。評価方法は、建築物におけるエネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における性能を、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成して定量化したものをを用いる。評価は、L を分母、Q を分子とした BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用するなどの環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。本投資法人が適格クライテリアとして定めた B+以上は、BEE が 1.0 以上の建築物であり、建築物の環境品質が環境負荷を明確に上回っている物件を対象としており、環境改善効果があると評価される。

CASBEE-建築は設計図書等を用いて建築物の環境性能を精緻に評価するツールであるのに対し、CASBEE-不動産は、竣工後 1 年以降の既存建築物を対象としてその環境性能を簡易に評価するもので、不動産マーケット関係者により不動産評価へ活用されることを期待して開発された。CASBEE-不動産の評価ランクは CASBEE-建築の評価ランクに概ね合致するように設計されており、CASBEE-建築と同等の環境改善効果を持つと判断できる。

また、自治体版 CASBEE は、一部の地方自治体で一定規模以上の建築物を建てる際に利用されている CASBEE 評価のことを指す。評価に際しては地域ごとの重みづけが行われるものの、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人においては、適格クライテリアの選定プロセスについて、一部変更を行っている。変更前後の内容は下記のとおりである。

プロセスにかかる本フレームワーク（変更前）

【プロジェクトの選定プロセス】

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、DR*のアセットマネージャーの助言のもと、財務部の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、評価及び選定が行われています。

2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンファイナンスによる資金調達を行うことは、DRのサステナビリティ委員会での検討を経て、財務部の担当者によって起案され、DRの投資委員会及び取締役会での審議を経て、当社の役員会にて代表者である執行役員にて承認される。

*大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社を指す（JCR注）。

プロセスにかかる本フレームワーク（変更後）

【プロジェクトの選定プロセス】

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、本資産運用会社のアセットマネージャーの助言のもと、財務部が適格クライテリアへの適合を検討し、評価及び選定が行われています。

2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンファイナンスによる資金調達を行うことを本資産運用会社の「サステナビリティ推進委員会」で検討し、本資産運用会社のDOI投資委員会及び取締役会での審議を経て、本投資法人の役員会にて承認します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスに係る妥当性について、前回評価時点において適切と評価している。今回の変更点は、本資産運用会社におけるサステナビリティ推進体制の強化に伴う会議体名の変更が主となっている。プロセスに関しては、前回評価時から大きな変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。また、評価レポート等で選定基準及びプロセスについて開示が行われていることから、透明性も引き続き担保されていると判断している。

3. 調達資金の管理

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

発行代わり金は専用の口座に入金された後、①物件取得の場合は、財務部担当者が発行代わり金入金口座から、物件取得のための送金を行う。②物件取得のために調達した bond・ローン等の返済に充当する場合は、財務部担当者が発行代わり金入金口座から、償還・返済のための送金を行う。送金に際しては財務部長への事前の承認を行うことが必要とされている。

調達資金の追跡管理の方法

全額充当後においても、評価対象の債券等が償還するまでに資金使途の対象となる資産を売却した場合、エクセルシート(グリーンbond調達資金追跡管理シート)にて管理し、決算期ごとに財務部長の承認を得る。

未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する。全額充当後においても、評価対象の債券等が償還するまでに資金使途の対象となる資産が売却などにより、資金使途の対象から外れる場合、一時的に発生する未充当資金はポートフォリオ管理にて管理する。

※ポートフォリオ管理

決算期毎にグリーンファイナンス残高の合計額が、グリーン適格負債上限額(適格クライテリアを満たす資産合計取得価額×総資産 LTV)を超えないことを確認する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポートニング

本投資法人においては、レポートニングについて一部変更を行っている。変更前後の内容は下記の通りである。

レポートニングにかかる本フレームワーク（変更前）

資金の充当状況に関する開示状況

当社ウェブサイト上にて、グリーンボンド発行あるいはグリーンローン借入時点で未充当資金がある場合、充当計画を公表する。なお年 1 度未充当資金の金額を公表するものとする。

- ・（資金使途の対象となる資産を償還・返済期間までに売却した場合）ポートフォリオ管理にて残高管理をしている旨、グリーンファイナンス残高及びグリーン適格負債上限額

インパクト・レポートニングの開示方法及び開示頻度

当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定

インパクト・レポートニングにおける KPI (Key Performance Indicator)

取得資産の環境認証数・種類

なお、グリーンボンド・グリーンローンが償還・返済されるまでの間 JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主としたグリーンファイナンス評価のレビューを受ける予定である。

レポートにかかる本フレームワーク（変更後）

資金の充当状況に関する開示状況

当社ウェブサイト上にて、グリーンボンド発行あるいはグリーンローン借入時点で未充当資金がある場合、充当計画を公表する。なお年 1 度未充当資金の金額を公表するものとする。

- ・（資金使途の対象となる資産を償還・返済期間までに売却した場合）ポートフォリオ管理にて残高管理をしている旨、グリーンファイナンス残高及びグリーン適格負債上限額

インパクト・レポートの開示方法及び開示頻度

当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定

インパクト・レポートにおける KPI (Key Performance Indicator)

取得資産の環境認証数・種類

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートについて、前回評価時点において適切と評価している。今回の変更は、グリーンファイナンスの実行後におけるレポート状況のレビューに関する記述が削除されている点である。

グリーンファイナンスの実行後におけるレポートについては、フレームワークにおいて定められた内容が発行体によって適切に運用される限りにおいては、必ずしも第三者によるレビューを必要とするものではないと JCR は考えている。本投資法人では、グリーンボンドとして発行された第 7 回及び第 8 回無担保投資法人債について、ウェブサイト上に「グリーンファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況及びインパクト・レポートの開示を行っており、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを確認できる。グリーン適格資産のエネルギー使用量や CO₂ 排出量、水使用量といった開示データの作成においては、外部機関の助言や検証が活用されており、レポートにかかる体制が適切に整備されていることを JCR は確認している。

以上より、引き続き十分な情報が開示されることが期待でき、変更後の本フレームワークは適切であると JCR は評価している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

大和証券グループは、経営ビジョン「2030Vision」を掲げ、「貯蓄からSDGsへ」をコアコンセプトに、資金循環の仕組みづくりを通じたSDGsの達成を目指している。本資産運用会社は、大和証券グループの一員として、ESGへの配慮を資産運用業務に組み込み、本投資法人を含めた資産運用を受託する投資法人及びファンドの中長期的な価値向上に向けてサステナビリティ方針を策定するなどの取り組みを進めている。加えて、本投資法人及び本資産運用会社では「気候変動に対する考え方」として、「気候変動問題は自然環境と社会構造に劇的な変化をもたらし、本資産運用会社の経営とビジネス全体に重大な影響を与える重要課題だと認識しており、脱炭素社会への貢献は社会的使命だと考えております」とウェブサイト上で公表している。

上述の通り、本資産運用会社は2019年3月にESGに関する方針（2023年3月にサステナビリティ方針に改定）を制定した。また、2021年6月にはサステナビリティ推進室を設置し、サステナビリティ推進委員会の権限を強化する等、組織的にサステナビリティへの取り組みを推進している。サステナビリティ推進室のメンバーは、各ライン部長を中心とした兼務者で構成されており、全社一丸となってサステナビリティに取り組むことを企図した体制が取られている。気候関連課題に係る最高責任者は代表取締役社長としており、サステナビリティ推進委員会において気候変動関連の各課題について審議・検討した上で、最高責任者が最終的な意思決定を行う体制が取られている。

また、本資産運用会社は、気候変動関連課題への取り組み方針・体制の明確化と取り組み内容の開示充実を推進するために、2021年12月に「気候変動・レジリエンスポリシー」を制定し、TCFD提言への賛同を表明した。TCFD提言に基づく情報開示として、2030年及び2050年におけるCO₂排出量の削減目標を示すとともに、パフォーマンス実績として保有不動産のエネルギー消費量、CO₂排出量、水消費量を開示している。これらの開示内容、データの作成において、外部機関からの助言や検証がなされていることをJCRは確認している。

ESGに関する外部評価としては、2011年からGRESBリアルエステイト評価に継続して参加している。2022年の評価では、総合スコアのグローバル順位により5段階で格付されるGRESBレーティングにおいて、本投資法人初となる最高位の「5スター」を取得した。また、ESG推進のための方針や組織体制などを評価する「マネジメント・コンポーネント」と、保有物件での環境パフォーマンスやテナントとの取り組み等を評価する「パフォーマンス・コンポーネント」の双方において優れた参加者であることを示す「グリーンスター」の評価を11年連続で取得している。保有物件の環境認証についても、CASBEE、DBJ Green Building、LEED、BELSといった認証の取得を進めており、その結果をウェブページ上で開示している。以上のように、本投資法人及び本資産運用会社のサステナビリティに関する取り組みが、第三者によって継続的に評価されていることをJCRは確認している。

JCRでは、組織のこれらの環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を引き続き重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・稲村 友彦

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ、商品等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうちの、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル